

(郡山市地域交流センター条例の一部改正)

第23条 郡山市地域交流センター条例(平成2年郡山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前																																				
<p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収の特例)</p> <p>第8条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第10条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>室名</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後5時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後5時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午前9時から</td> </tr> </table>							名称	室名	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	<p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>本市に住所を有する60歳以上の者がセンターを利用する場合は、使用料は無料とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもの以外の者がセンターを使用する場合は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収の特例)</p> <p>第8条の2 市長は、使用者が前条第2項に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第10条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。<u>ただし、第8条第1項に規定する者については、無料とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>室名</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後5時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後5時から</td> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午前9時から</td> </tr> </table>							名称	室名	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
名称	室名	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から																													
名称	室名	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から																													

		1時まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
郡山市西 田地域交 流センタ ー	研修室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	作業室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	集会室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	健康増進 室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
郡山市三 穂田地域 交流セン ター	研修室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	調理実習 室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	健康増進 室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
郡山市田 村地域交 流センタ ー	集会室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
	健康増進 室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
郡山市中 田地域交 流センタ ー	研修室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)
	集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
	調理実習 室	200円	200円	200円	400円	400円	600円
	健康増進 室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円
郡山市日 和田地域 交流セン ター	研修室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
	第1集会 室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円
	第2集会 室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円

		1時まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
郡山市西 田地域交 流センタ ー	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	作業室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	健康増進 室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
郡山市三 穂田地域 交流セン ター	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	集会室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	調理実習 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市田 村地域交 流センタ ー	集会室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	健康増進 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
郡山市中 田地域交 流センタ ー	研修室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
	集会室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	調理実習 室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
	健康増進 室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
郡山市日 和田地域 交流セン ター	研修室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
	第1集会 室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円
	第2集会 室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円

調理実習室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
健康増進室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

調理実習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
健康増進室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

2 入浴料

区分	1回使用料
高齢者	200円
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	400円
こども	200円

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。
- 4 「こども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 (略)

3 入浴料

区分	本市に住所を有する者	左に掲げる者以外のもの
高齢者	無料	300円
大人	300円	300円
子供	無料	150円

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、60歳未満の者をいう。
- 4 「子供」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 (略)